

令和 5 年 10 月 26 日（木曜日）

◎大分県



県徽章

1, 県の概要・特色

- ・人口 1,096,535 人
- ・世帯数 488,853 世帯
- ・面積 6,341 km²
- ・予算 約 7,178 億円
- ・温暖な気候に恵まれ、海や山などの自然が豊富
- ・「おんせん県おおいた」を標榜する本県は日本一の湧出量と温泉数を誇る
- ・「The・おおいた」ブランドとして、関あじ、関さば、おおいた和牛などの高級食材をはじめ、かぼすや乾しいたけなどが有名

2, 県政の概況

- ・大分県知事：佐藤 樹一郎

「安心元気」「未来創造」を県政執行の方針として、誰もが安心して住み続けたい大分県、知恵と努力が報われる大分県、誰もが訪れたい大分県づくりに取り組む。

3, 調査事項及び内容

- ・子どもアドボケイトについて

大分県では、大分大学への委託事業により、「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業」として「子どもアドボケイト（※）養成研修」（全 15 講座）の実施や、一時保護所、児童養護施設等を定期訪問しながら子どもの意見表明の支援を実施している。

※子どもアドボケイトとは…

子どもの声に耳を傾け、大人に届くように支援するとともに子どもの権利が保障されるよう社会に働きかける「意見表明支援員」のこと。

本区では、現在、子どもアドボケイトに関する研修を、区職員、区内児童養護施設職員向けに実施している（今年度は区民向け研修も実施予定）が、今後は、支援員の養成についても計画していることから、大分県の取り組みを参考としたい。

4、大分県における権利擁護（意見表明等支援）の取組（概要）

R1年6月19日児童福祉法改正附則（R3年4月1日施行）：こどもの意見表明権の保障等、権利擁護のあり方を要検討

R2年度 ・国の「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業」を開始
（事業委託先：大分大学）
・意見表明等支援員（子どもアドボケイト）の募集～養成研修、
児童相談所・対象施設との打ち合わせ
・制度導入先：一時保護所、児童養護施設2施設、里親の一部
（県南ブロック）

R3年度 ・意見表明等支援員（子どもアドボケイト）の募集～養成研修
・制度導入先：一時保護所、児童養護施設9施設、里親の一部
（県南ブロック）

R4年度 ・児童養護施設権利擁護担当職員連絡会の開催（年2回）
・児童と審議会委員との交流会「児福審ってなあに？」の開催（大分大学）
・制度導入先：一時保護所、児童養護施設9施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、里親・ファミリーホーム（FH）の一部

R4・6・28児童福祉法改正（R6・4・1施行）：子どもの権利擁護の環境整備を都道府県等の業務に規定

R5年度 ・意見表明等支援員（子どもアドボケイト）募集～養成研修
・制度導入先：一時保護所、児童養護施設9施設、児童自立支援施設、
児童心理治療施設、FH、里親

制度の周知・啓発から導入まで、関係機関との協議を重ねながら段階的に実施範囲を拡大してきた。今後は県内全域で、安定的に活動を継続していくための枠組みを確立していくことが課題である。

施設、里親からは、導入に伴い、歓迎の声もあったが、一部不安の声もあった。

賛成の声：○子どもの声を聞く事、子どもの権利擁護はとても重要なので良い取り組み
だと思ふ。

○子どもが職員には言いづらい意見などを子どもアドボケイトに聞いてもら
えるのは有難い。

反対の声：○職員はこれまでも一生懸命にやってきている。子どもの意見はしっかり聞
いてきていると思っている。更に必要なのか。

○子どもたちは、子どもアドボケイトに話した意見が必ず叶うと期待を持た
せてしまうのではないか。期待通りにならなかった時に不安定になるの
ではないか。その様な時に、誰がどのように対処したらいいのか心配だ。

○施設等のルール、職員への不満等が出てきて、施設の支援の枠組自体が揺
らいでしまうのではないか。

○里親からは、子どもが、子どもアドボケイトにどのような話をしたのか、
里親に知らされないと言うのは、一緒に生活をする上でとても辛い事なの
で、改善してもらいたい。

この様な疑問に対して繰り返し、大分大学をはじめ、事務局で何回も施設、
里親へ足を運び説明を繰り返す事で少しずつ理解を得られるようになった。
しかし導入にはかなりの時間を要した。

5、子どもアドボケイト制度（主な役割分担）

【大分大学】

- 一般の方を対象に養成研修を行う→大分大学に子どもアドボケイトとして登録
 - スーパーバイザーとして助言、指導をする
 - コーディネーターとして活動日程の調整、シフトの作成
- （1回あたりアドボケイトは2名～4名＋スーパーバイザー＋権利擁護調査員が同行）

【児童養護施設等（意見表明事業の窓口）】

- 権利擁護担当職員を置く（権利擁護担当職員→ファミリーソーシャルワーカー、ベテランの主任クラスが就く）
- 入所の子ども達へ制度説明のチラシを配布
- アドボケイトが面談し、子どもから意見表明があった場合は県の権利擁護調査員へ繋ぐ

【大分県子ども・家庭支援課】

- 権利擁護調査員（児童福祉審議会事務局所属）が意見表明のあて先、内容、方法を確認し、相手先の関係機関と連携。意見を伝えて対応を要請する。また、関係機関から子どもに対する対応の報告と子どもの納得度を確認する

聞きっぱなしにしない。必ず意見を伝えた後、それに対して関係機関が対応したかどうかまで確認をする。

なお、面談をする前に、子どもには、アドボケイトって何なのかを、マスコットのみみうさが説明する（アカウントは、「アドボケイトひろめ隊」）YouTube 動画（1本が4、5分程度）を見せたり、パンフレットを見せたりしている。

また、普段から子どもと会って、双六や折り紙をするなどして、接することに慣れてもらう。そのため、服装は普段着などの気軽なものにしている。

そうして、子どもが、「アドボケイトを呼んでほしい」と言ったら、面談するようにしている。

モデル事業での意見表明率は、一時保護所で37%。児童養護施設で13%だった。

アドボケイトになったものの、不適な人がいたらどうしますかと質問したら、「（そういう人は）ご自分から、段々来なくなります」とのことだった。

※福岡市の育成機関（NPOが担当）では、適性の判断指標を持っている。

6, 子どもからの主な意見と対応

<一時保護所に入所の子どもから>

今後の子ども自身の支援方針とか見通しの説明を求める意見

外部との連絡を求める意見

一時保護所内での困りごとに対する要望

<施設に入所の子どもから>

日常生活の中での不満や要望

⇒対応

児童相談所職員、施設職員（権利擁護担当職員）が、それぞれの意見に対して個別にできる限り速やかに対応し、実現が難しい場合はその理由について丁寧な説明を実施。

⇒効果

○日々の生活の中での職員に直接言いづらいこと、いつも気になっていること等、子どもの声を細かくタイムリーに拾い上げることができるようになり、職員の子どもに対する理解が深まって相談支援の質が向上した。

○大人が丁寧に話を聴いて対応してくれたことにより、要望が叶えられなかった場合でも、子どもが満足感・納得感を得て、関わる大人への信頼感が増し、関係性が深まった。

○日々のコミュニケーションがより円滑になった。

○家族との面会やスマホ代などのすぐには実現できない要望もあるが、自分の意見が後回しにされず真剣に受け止められたと言うことが満足感に繋がっていると考えられる。

⇒結果

子どもの「声」に耳を傾けることの大切さを改めて実感し、制度に対する手応えを少しずつ感じられている

7、所感

福岡、熊本、沖縄、大分県4つの県で子どもアドボカシーに取り組んでいるが、大分県が一番進んでいるのは、県が全面的にバックアップしているからである。また、大分大学大学院福祉健康科学研究科（権利擁護教育研究センター）があることも大きな要因だと思う。

大分大学では、子どもアドボケイト養成研修（全15講座）を2020年から実施し、延べ140名以上が受講し、75名がアドボケイトとして登録している。（2023年度の登録者数は確認中）。アドボケイトには、施設の職員や関係者はなれない。市民や以前に児童関係の仕事に就いていた方などがなれる。

アドボケイトは、簡単に言えば、子どもの指示や求めに応じて、子どもの意見・意向を様々な方法で聴き、意見形成や意見表明を支持するとともに、子どもが望む場合は子どもに代わって発言する支援者のため、子どもの目線に立つ、心のラインを合わせていく、まっすぐ受け止める、中立の立場に立つことである。子どもの言っている事が正解とか間違っているとかではなく、アドボケイトはあくまでもマイクである等、アドボケイトとして重要な事を学んだ。

最後に、援助とは、受ける側だけが有難く思うのではなくて、その活動を通して我々もその環境から、人間的成長のチャンスをいただいております、支援者も受ける側も相互に高め合っていける、理解し合っていけると言う事がとても重要である。その中心のキーワードがエンパワーメントである、と教えて頂いた事がとても印象的だった。

